

全建事発第4号
平成27年4月2日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞
〔公印省略〕

「『建設業フォローアップ相談ダイヤル』の開設について」について（お知らせ）

標記の件につきまして、このたび国土交通省より別添の「『建設業フォローアップ相談ダイヤル』の開設について」のとおり周知の依頼がありました。

つきましては、本件につき会員企業に対するご周知を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

以上

(担当) 事業部事業企画課 川上
電話:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
メール:jigyo@zenken-net.or.jp

国土入企第42号
平成27年3月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の開設について

本年4月から全国で、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。昨年6月に改正。以下「品確法」という。）の「発注関係事務の運用に関する指針（本年1月30日策定。以下「運用指針」という。）」に基づく発注関係事務の運用が開始されます。

国土交通省では、市町村等の公共発注者や受注者等の事業者に対し、様々な機会を通じて品確法及び運用指針の理解の促進及び普及啓発に努めているところですが、このたび、事業者団体からの声も踏まえ、別紙のとおり、専用のダイヤル回線による相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設し、発注者には言いにくいことや、公共工事の施工現場で事業者が直面する困難な実態などについて、現場の生の声を聴かせていただくことにしましたのでお知らせいたします。

貴職におかれでは、御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知を図られるようお願いいたします。

平成 27 年 3 月 25 日
土地・建設産業局建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の開設について

4月から全国で、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。昨年6月に改正。以下「品確法」という。）の「発注関係事務の運用に関する指針」（本年1月30日関係省庁申し合わせにより策定。以下「運用指針」という。）に基づく発注関係事務の運用が開始されます。

運用指針は、改正品確法第7条の「発注者の責務」等を踏まえて、公共工事の発注者が自らの体制や地域の実情等に応じて事務を適切かつ効率的に運用できるよう、すべての発注者に共通の指針として、発注準備、工事施工等の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について定めたものです。

国土交通省では、市町村等の公共発注者や受注者等の事業者に対し、昨年12月から本年1月にかけて実施した「歩切り」の実態調査や、2月から今月にかけて都道府県・事業者団体と連携して全国各地で開催した説明会など、様々な機会を通じて品確法及び運用指針の理解の促進及び普及啓発に努めているところですが、事業者からは、「予定価格の設定時に依然として「歩切り」が行われている」「違反と疑われる発注者の行為について相談できる窓口がほしい」といった声が寄せられています。

こうした声を踏まえ、国土交通省では、今般、専用のダイヤル回線による相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を全国10の地方整備局等に新たに開設し、発注者には言いにくいことや、公共工事の施工現場で事業者が直面する困難な実態などについて、元請事業者、下請事業者など様々な立場の事業者から現場の生の声を聴かせていただくこととしました。

相談ダイヤルでは、

- ・発注者による「歩切り」の実施、ダンピング対策の未導入など、見直しが必要な実態
- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する様々な現場の取組・実態

等について、幅広く相談や情報提供を受け付けます。

お寄せいただいた相談や情報については、法令違反又はそのおそれがあるなどの場合には当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図るほか、運用指針に基づく発注関係事務の実施状況のフォローアップにも活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」

相談開始日：平成27年3月26日（木）

0570-004976

マルマルヨクナロウ

E-mail : hqt-kensetsugyo110@m1.mlit.go.jp

(問い合わせ先)

土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室

企画専門官 伊藤、調査係長 星尾、調整係長 小林

代 表 (03)5253-8111 (内線 24724, 24725)